

総合消費料金の訴訟最終告知等と記載されたハガキに注意

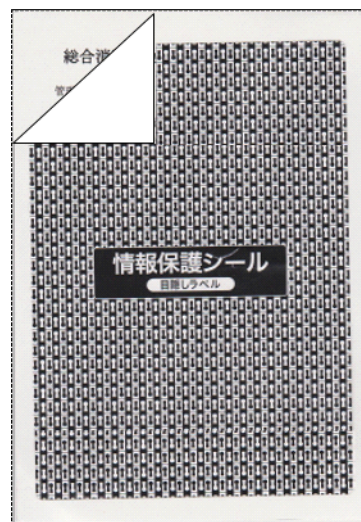


県内全域において、
「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」
等と記載されたハガキが届いたという相談が数多く寄せら
れています。特に3月中は件数が大幅に増加していますの
で、注意事項をよく確認してだまされないように御注意下さ
い。

ハガキに記載されている注意すべきキーワード

※ { 総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
総合消費料金未納分訴訟最終通知書 など

※ { 東京都千代田区霞が関〇〇〇〇
法務省管轄支局 国民訴訟通達センター
消費者訴訟告知センター
民事訴訟管理センター など
お問合せ窓口03-〇〇〇〇-××××



上記のキーワードがあれば、**詐欺!!**
また、左記図のような「**情報保護シール**」
がハガキ裏面に貼付けられている事例も確
認されています。

- 1 お金の請求に関するハガキやメールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談してください。
- 2 記載された電話番号には絶対連絡しないでください!
- 3 連絡してしまうと、弁護士などを名乗る者から、コンビニでのお金の支払いを指示される可能性があります。